

別記様式（第5関係）

会 議 録

会議の名称	第14回スポーツ振興審議会
開催日時	14年8月26日(月)19時00分から21時5分まで
開催場所	保谷庁舎3階会議室
出席者	(出席委員) 渡邊会長、松島副会長、鶴田委員、柴山委員、伊藤委員、能智委員、内田委員、指田委員、 (事務局) 富所課長、新井主査、神田社会教育主事(欠席委員) 高橋委員
議 題	1. 学校開放・水泳教室専門部会の報告について 2. その他
会議資料	資料7 西東京市スポーツ振興基本計画 (小委員会報告) 資料8 総合体育館・スポーツセンター使用料一覧表 前回の会議録
会議内容	会議内容の要点記録

<p>会長 事務局 会長</p>	<p>定刻になったので、スポーツ審議会を開催する。 配布資料の確認をする。</p>
<p>委員</p>	<p>議題に入る前に、第一小委員会、第二小委員会と決めていなかったので文章が統一されていない、名称を私の方では、学校開放・水泳教室を第一専門部会として名称を統一したい。従って、本日の式次第の小委員会を第一専門部会とする。財団の活用と使用料の統一化は、第二専門部会と決める。これは、審議会条例の7条に専門委員会を置くと明記されている。尚、答申が固まったならば、起草委員会をおく。</p>
<p>委員</p>	<p>それでは、議題に入りたい。 第一部専門部会会長から報告と提案をお願いします。 学校施設開放の運営のあり方について検討した。施設開放は、1市2制度の状況である。</p>
<p>委員</p>	<p>旧田無地区は、運営協議会を立ち上げて毎月の定例会を持ってそこに施設利用者が申請をする。そこで調整後、学校長の承認をとった後、スポーツ振興課の許可をとる。いくつかの学校でこの方法で困っていることがあると聞いた。 旧保谷の小学校は、使用団体が学校に行き支障がないと言う承認をとり各団体がスポーツ振興課に行って許可をとっている。 中学校は、直接スポーツ振興課へ言って申請をし、そこから各学校へファックスで問い合わせを行い支障がなければ許可をする。</p>
<p>委員</p>	<p>ここでも利用団体のマナーの問題がある利用団体もある。 現状から今後について検討した結果、中学校の方式がよいのではないか。利用団体が直接出向いて申請をし、スポーツ振興課よりファックスを送り支障なければ許可をする。借りる団体も市の施設を借りているんだという意識を持たせることが良い。しかし、窓口も28校があるスポーツ振興課も対応が困難だということであれば、の運営協議会方式でもしょうがない。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>組織作りについては、公平な組織作りに努めてほしい。 質問があれば、お受けする。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>学校開放は、いろいろあるが、ここで考えるのは、スポーツを中心としたあり方について考えていきたい。そうするとにあるが学校開放のあり方にスポーツの言葉を入れたほうが良い。この分野では、スポーツに限って教育委員会に出すという考えでよいと思う。2つ目は、確かに現状と今後こういうふうにやりたいということは良いが、今後のあり方は、もう少し具体的に入った方が良い。スポーツ指導者をどうするのか。或いは、夏休み教員の勤務体制が変わってきている。学校側の体制がどういうふうに進むのか今後進むのか実体が解らない。夏休み教員が出てくるわけであるから水泳教室は、教員で出来るわけである。市も教員の勤務体制がどういうふうになっているか実態が解っていないと思うがその辺を知りたい。それから、施設のいろいろの問題も入れたほうが良いと思う。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>何か意見、ご質問があれば、お受けする。 学校の教員の問題は、学校自身が決めることであると思うので、内部干渉になるのではないか。 勤務の問題まで触れると。</p>

委員	<p>そういう事ではなくて、どういう勤務体制になるのかなと聞きたいから、ここに答申を書くと言う問題ではなくどうなるのか具体的に解らない。</p>
委員	<p>これからどうなるかは、学校と教育委員会で決めていく問題であると思う。それを踏まえて、結果的には、指導者は、自校の指導者が望ましいけれども教育委員会の指導者とどちらでも合うような形の答申を出さざるを得ないのではないのかと思う。今言ったように変わって行くだろうと思う。その代わることを見通したり或いは前提、具体的に述べるのは、難しいのでこんな形で指導者の方には、お願いをする段階であった。</p>
委員 副会長 事務局	<p>今、 の施設開放だけを説明したが、議論は の方に進んでいる。運営協議会は、どのような形で行っているのか。</p> <p>学校施設の開放を行う運営協議会として行っている。構成は、学校当局と地域の育成会、PTA などで組織をつくり運営している状態である。施設使用は、運営協議会に申請をして学校当局に学校教育に支障がないか協議し、スポーツ振興課で許可をする。その前段で、スムーズに行くための調整を運営協議会がしている。これを旧田無がやっている。旧保谷は、直接学校に学校教育に確認を学校教育に支障がなければ、スポーツ振興課で許可をする。というような形をとっている。従って、旧田無は、組織があつて旧保谷市は、組織がないと言う形である。</p>
副会長 事務局	<p>田無は、運営協議会の規則や規定があるのか。</p>
副会長 事務局	<p>要綱がある。</p>
副会長 事務局	<p>配布願いたい。それと運営協議会は、実施団体か。</p> <p>運営協議会の中身は、使用申請の調整を行うことと、遊び場開放を土・日曜日にやっている。それに運営協議会が関わっている。その実施をしている。平日は、月曜から金曜までであるが、放課後の遊び場開放を実施している。</p>
副会長 事務局	<p>ある程度実施に対して責任を持つのか。</p> <p>責任を持つ。放課後5時まで遊び場開放の実施主体になっている。</p>
副会長 事務局	<p>施設使用の調整機関でもある。</p> <p>体育館については、指導委員を置かないで施設解放のみを行っている。校庭については、遊び場開放と言う事業も実施している。</p>
副会長 委員	<p>第一専門部会は、今後の新しい組織作りについて、何か意見が出たか。</p> <p>前段で、現在行われている の方式が妥当ではないかという意見。それが駄目なら、「しかしから」の表現の の方式。</p>
副会長 事務局 委員	<p>運営協議会の組織は、最初教育委員会が作ったのか。</p> <p>教育委員会が最初は、作って条件整備していると思う。</p> <p>ここでは、2つ言っている。教育委員会として現状は、難しいとなるとでも良いということである。</p>
副会長 事務局 委員	<p>中学校については、旧田無も運営協議会がないので総合体育館で受付しスポーツ振興課経由で学校で支障がなければ許可をして総合体育館で承認証を渡している状況である。 の方式については、緊急度の高いものについてのみであると思われる。旧保谷も原則は、学校に施設利用者で出向いて支障がないか確認をしスポーツ振興課で許可をしている。</p>

委員 事務局 委員	<p>旧保谷も の方式と言うことか。 の方式である。 学校教育が支障がないと文書で確認し、それをスポーツ振興課で許可することか。</p>
事務局	<p>学校教育で支障がないのをその場で利用団体が聞くかある程度事前に聞いているのかとの違いである。旧田無の方は、ある程度事前に聞いていたと言う方法と保谷でその都度言って支障ないことを確認しスポーツ振興課で許可をとっていた。</p>
委員	<p>体育館開放は、出来るだけ手間の係らない方法が良い。いったん教育委員会へ行きそして学校へ行き又教育委員会へ行くことは、非常に大変だと思う。使うものが責任を持って学校へ行き空いているか確認し、その後教育委員会へ行って許可を受ける方法が教育委員会も手間も省けると思う。利用する方も確認が出来て利用しやすい。</p>
事務局	<p>新しい団体は、学校方とつながりが持ったことが安心だと思う。そういう背景が保谷ではあった。</p>
副会長 事務局	<p>学校開放期間中の責任は、学校ではなく教育委員会か。申請時期は？。 規則上は、1ヶ月前から一週間の間に申請をさせている。但し、サッカーの試合などは、ある程度周知の問題が出てくるので運用上状況にあわせている。学校の授業があると出来ない旨周知して、大会等については、配慮することもある。</p>
委員 事務局	<p>旧保谷に運営協議会を立ち上げるのは、至難の業ではないか。 保谷小で9月に立ち上げることが決定している。遊び場開放は、10月から行う。旧保谷地区では、1校が立ち上がったことである。市の方針としては、中身のことは、今後研究することとしても、旧保谷地区に運営協議会を立ち上げていく基本方針はある。</p>
事務局	<p>来年以降も年間1校か2校立ち上げていく基本方針は、固まっている。そういう意味で審議会の中で、学校開放も含めてそういう組織の立ち上げの中で施設を貸すための調整、遊び場開放を含めたいろいろなご意見を出して頂けるか。緊急の課題で10月に出して頂ければとお願いしている。</p>
事務局	<p>運営協議会は、旧田無は、小学校はあるが中学校はなかったのか。 中学校は、小学校の遊び場開放は馴染まないと思う。部活等があるので当面、運営協議会は小学校だけと思っている。</p>
委員 事務局	<p>施設貸しについても、若干変わると思う。ルール作りとして、利用者が小学校は、あらかじめ教頭先生と協議をして頂き支障がない旨確認後、教育委員会へ申請書を提出し使用許可をとる。ルールの流れと思っている。 小・中学校と相違について、教育委員会はどのように考えているのか。 今行っている放課後の遊び場開放、今後については学校週5日制の問題。土曜日については、どのように事業を展開してもらえるのか、その辺を教育委員会は考えている。旧田無の運営協議会は、あくまで校庭の遊び場開放だけを考えていた。校庭の活用だけ考えていた。今後については、学校施設を開放する中でどういう事業展開をして行けるか取り組めればと思っている。これは、非常に難しいので将来目標として持っているということでご理解頂きたい。</p>

<p>会長 事務局</p>	<p>体育館は、運営協議会に入っていないのか。 体育館・校庭も開放している。 遊び場開放は、市が管理員を置いて個人開放をしている。施設利用は、団体に開放している。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>遊び場開放は、申請は必要か。 教育委員会が実施しているため申請の必要がない。個人の利用と団体のスポーツ開放の2つある。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>子供の遊びは、教育委員会が決めて実施する。問題は、それ以外の団体が申請をしたものを教育委員会が許可するしない。遊びの場所・期間を構築する。貸し出しはこうすると分けて頂く。問題なのは、運協のメンバーと権限をここで話し合うのは、問題がありそうだと思う。学校開放が決定している。そこで審議会がこうあるべきではないかとサゼッションをこのレポートでするかどうかと言う問題を詰めさせて頂きたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>市でご意見を纏めて頂きたいのは、まず総合型の運営協議会があった。遊び場開放、団体開放、土日用の体育館開放そういうものとの係わり合いの中で旧保谷地区では、運営協議会がなかった。立ち上げて進めていく。その辺の考えを審議会の意見の中でまとめて行きたい考えがある。頭だしの中、団体の施設が市の中で制約されるようなことがあるように見受けられるようなことがあるように聞こえている。施設貸しについては、運営協議会の中で充実させて行きたいと言うことが基本線にある。それについて、団体の調整は運営協議会がやっている事実がある。団体の施設貸しで問題があるとすれば、その辺を審議会で意見を纏めて頂ければよいと思っている。</p>
<p>会長</p>	<p>今までの運営協議会の実態の質問であるが、この辺で纏めていきたい。 結論は、第一専門部会は、スポーツ振興課とする。それが出来なければ運営協議会でやる2段階方式になっている。マナーの問題は、本答申で入れて行きたい。教育委員会の考えは、運営協議会でやるという考えである。この2つを通して期待していいと思う。社会教育の基本的な目的は、地域の人と学校が連携して開放していく施設を有効に使う。これは、教育基本法、学校教育法、スポーツ振興法、そして社会教育法にも学校教育に支障がなければ開放しろと法律的裏づけがある。だから、将来的には、運営協議会方式で地域の人と連携して子供たちを育てていくこととスポーツを通じ健康面とスポーツを盛んにしていく。基本的に社会教育的目的がある。基本理念は、曲げられないと思う。</p>
<p>副会長</p>	<p>運営協議会がどういう組織で構成メンバーでどのように選出されてきたか。その辺が問題である。その背景も。</p>
<p>事務局</p>	<p>内規を出して論議したほうが良い。 資料配布後、それを議論するため。 要綱説明する。 教育委員会が定めた実施要綱である。9条の構成メンバーは、PTA・地区内の育成会・使用団体・学校関係者である。概ね9名程度役員で運営の中身は、開放事業の企画運営・開放責任者の推薦・指導者の配置、開放管理者は各学校に1名ついている。遊び場開放する上での指導者の配置が行われている。適正な運営と運営費の執行及び管理。運営費は、市から委託料</p>

<p>委員 会長</p>	<p>として支払っている。 これを基本としてやれば良い。 規則も条例もある。 市としては、これを基本に運営協議会でして行きたいと考えているという方針でいるということで良いのか。</p>
<p>事務局 委員</p>	<p>はい。 そして審議会としては、どうでしょうか。それなりの答申を頂きたいと。それを最初に言ってくれないと何のためにやったのか解らない。 コピーして作っていくのではなく。審議会としてノウハウを入れるとすると今まで何がかけていたのか。どういう人を入れたらいいのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>組織の中身については、地域の人メンバーが固定するということはあると思う。教育委員会としては、直接は聞いていないが、その辺の問題が実態としてあるかもしれない。内容としては、学校週5日制もあり校庭開放だけしているのでもいいのかと言う問題、今後、運営協議会としての運営内容についてもどうしていったらいいのか。検討事項ではないかと思う。 そういう意味では、直接関わっているのが体育館と校庭それと学校施設が持っている特別教室の問題等も含めて運営内容が今後の課題としてご意見を頂ければと思っている。</p>
<p>副会長 事務局</p>	<p>スポーツ振興課では、生涯スポーツの中でどの分野を考えているのか明確にしてもらいたい。 運営協議会は、全市的に立ち上げたい。そこで触れて頂きたいのは、旧保谷地区の小学校は、団体が比較的使いやすかった。旧田無地区は、運営協議会は実施していたが、比較的土・日の団体使用は、制約を受けながら実施してきた。</p>
<p>会長</p>	<p>そういう制約を受けないような協議会の立ち上げが、必要になる意見ではないかと思っている。 旧田無は、グラウンドがあるので学校施設の団体利用は、子供の団体が多い。旧保谷は、団体使用は、大人のスポーツ団体が多い。 いろいろ聞いていると現状を踏まえて、教育委員会が基本的な問題を論じているのが審議会より先行する。それを得て果たしてスポーツをする上で平等であったりより効率よく、充実した施設を使用する上で、我々は、どうあるべきか考えるということであれば考える。</p>
<p>副会長 会長</p>	<p>中学校は、どう捕らえるのか。 学校開放の運営のあり方、結論を出したい。 今後の方針は、第一専門委員会は運営協議会方式でよかろうという意見があるので、全体に図りたい。 小学校と中学校レベルでは、構成メンバーと分けて考えればと思っている。 将来構想は、中学校の部活に支障がない限り開放して頂きたいと思う。 構成メンバーは、各レベルに合わせたメンバーを選考するよう意見を纏めた方が良い。</p>

事務局	<p>水泳教室の結論を子供のために 20 日を子供のために実施する。社会教育でやる。</p> <p>学校教育のカリキュラムの中でやる。運営協議会方式と学校教育の水泳教室を取り入れて折半型で実施している。今後のあり方は、社会教育として学校施設を活用して使用すれば、社会教育として水泳教室をすることの是非はどうなのか。学校教育のカリキュラムと同等の水泳教室をしなければならない。指導員の確保等いろいろの問題がある。ある 1 点は、社会教育としてプールを活用したものとして他校生徒と共有が出来る。開放型のプールが社会教育として実態ではないかと言う考え方を持つ中で、当面は、折半型をやって行く、将来の目的は、社会教育的なプール開放型をやっていったらと言う考えを持っている。その辺についても、審議会委員のご意見を伺いたい。将来の方向性を見据えた意見を頂ければと思っている。</p>
委員	<p>中学校は、学校の特色としてやる。</p>
会長	<p>水泳については、結論は無理である。</p>
事務局	<p>施設開放について運営のあり方については、報告・提案については、承認をされたものとして確認する。</p> <p>その他連絡事項について</p>
会長	<p>1 名委員が欠員であるが、明日議案として提案され次回の定例会で委嘱する予定である。</p>
事務局	<p>以上で定例会を終わりにする。</p>

